

小児・乳児・新生児のBLSプロトコル改正案についての解説

(R6.3.13)

2ページ 小児・乳児・新生児のBLSプロトコルの改正点について解説します。

画面、左側に表示されているのが、現行のプロトコル。

画面、右側に表示されているのが、今回、改正したプロトコルとなります。

JRC蘇生ガイドライン2020及び総務省消防庁 消防救第84号通知を参考に改正しました。

改正した点については、画面右側の改正プロトコルに赤字にて表示してあります。

上から順にご説明します。

まず、タイトルについて、小児・乳児の後に「新生児」を追加し、「小児・乳児・新生児のBLSプロトコル」としました。

次に、呼吸、脈拍の確認を行った際のCPRに移行する判断について、「呼吸、脈なし」という文言から「呼吸・脈なし」または、「判断に迷う場合」に変更しました。

また、現行プロトコルにて「呼吸なし・脈あり」としていた文言を「正常な呼吸または脈あり」と変更し、実施する処置を「必要に応じて、気道確保、回復体位、人工呼吸」に改正しました。

次に、CPRでの胸骨圧迫のペースについて「少なくとも100回/分」から「100～120回/分」に改正しました。

併せて、現行プロトコルにて「15：2で胸骨圧迫に人工呼吸を加える（2人法）」の標記については、2ページ下部の注記及び3ページにて解説していることから、改正案のフローチャートからは、この文言を削除しました。

なお、心電図解析後の「電気ショック」という文言については、今回の改正にて「除細動」に統一することとなりました。

続いて、フローチャート下部の注記について、改正点を解説します。

注記、

1において、小児、乳児、新生児に当たる者の基準の説明。

2において呼吸、脈拍の確認方法及び脈拍の触知箇所についての説明。

3において、正常ではない呼吸が確認された際の対応についての説明をして

おります。

また、4において、「新生児」を追加し、「胸郭包み込み両母指圧迫法」の漢字を変更しております。

なお、注記6として、総務省消防庁消防救急企画室 令和5年12月4日付け事務連絡【「救急隊員及び准救急隊員の行う心肺蘇生法の実施要領の一部改正について（通知）」に係る留意事項について】を参考に「分娩施設外の分娩直後の新生児に対する処置については、NCP Rアルゴリズムに準拠してもよい。」との文言を追加し、フローチャート横の余白部分に根拠資料のURLとQRコードを記載しました。

以上が、小児・乳児・新生児のBLSプロトコル改正案についての説明となります。